(参考)新型コロナ禍における訪問看護関連の臨時的対応(報酬等):2023年10月1日以降

| | 医療保険(健康保険法等)の訪問看護 | 介護保険の(介護予防)訪問看護 |
|---------------------|--|--|
| 柔軟な取り扱い | 訪問看護の開始に当たり、重要事項等の説明は電話等で行い文書は後日郵送等により対応可 ※通常必要なサービスの提供に影響があった場合に厳に限るよう留意する(介護保険の通知より) | ・一時的対応として、ワクチン接種後の副反応で 人員基準等を満たせなくなる場合、加算等介護 報酬の減額は行わない ・自治体の依頼でワクチン接種に協力する場合 は、看護体制強化加算の人員体制に影響しない ・訪問看護提供の際にワクチン接種後の経過観 察を行うことは可 ・各種会議の開催・参加・研修等の柔軟な対応等 |
| 報酬算定の特例※①は感染症の疑い含む) | ①主治医が感染予防の必要を指示した場合:特別管理加算の40/100(1,000円)を別途算定可(1回/月) ②新型コロナウイルス感染症者に特別訪問看護指示書2回交付可 ③新型コロナウイルス感染症の利用者に計画された訪問看護:長時間(精神科)訪問看護加算の20/100(1,040円)を算定可(1回/日) 又は、医師の指示により緊急に訪問看護を実施した場合は、長時間(精神科)訪問看護加算の40/100(2,080円)を算定可(1回/日) ※診療所又は在宅療養支援病院の保険医以外の主治医からの指示により緊急に訪問看護を実施した場合も、緊急訪問看護加算(2,650円)の算定可(従前どおり) ※感染症の感染期間は医師の診断による | ・要介護高齢者等の新型コロナウイルス感染症者に特別訪問看護指示書2回交付可・要介護高齢者等の新型コロナウイルス感染症者への訪問で通常で想定されないかかり増し費用が発生した場合は「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用に問い合わせのこと(都道府県または政令指定都市・中核市) |

<u>出典:001146973.pdf (mhlw.go.jp)</u>